

審査結果の要旨

(1) 研究の目的に意義や独創性があるか。

近年、肢体不自由のある児童生徒の教育は、大きく転換している。2006年に学校教育法等が一部改正され、小・中学校等において特別支援教育を推進することが法律上明確に規定されて以降、肢体不自由児の教育の場は普通教育にも広がりを見せている。高等学校においては小中学校と比べるとその浸透は遅いものの、昨今のインクルーシブ教育推進の流れとともに、公立高等学校入学選抜における「肢体不自由のある生徒」に対する配慮件数は年々増加傾向にある。しかしながら、肢体不自由のある生徒の普通高校の在籍状況を含めた教育や学校生活の支援体制に関する公的な調査はいまだ行われておらず、研究についても僅少であり、高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒の教育支援体制、当事者・保護者・学校関係者等のニーズや困難等については明らかにされていない。本論文はこれらの極めて重要な課題を解明することを目的として、行政、高等学校、当事者とその家族のそれぞれを対象に綿密な調査を行い、多角的、総合的に検討している点に独創性があるといえる。またその結果は肢体不自由児者の後期中等教育の在り方や就労を含めたその後の人生の生活の質（QOL）に多大な貢献が可能となる貴重な研究であるといえる。

(2) 研究の方法は当該学問分野において妥当なものか。

本論文で用いた研究方法は2つある。第1の方法は質問紙調査であり、これは都道府県・政令指定都市教育委員会（第2章）、全国の高等学校（第3章）、肢体不自由のある本人・保護者（第4章）を対象に行っており、いずれも母集団の特徴を可能な限り正確に反映させるべく大規模調査を実施し量的分析を行った。第2の方法はインタビュー調査であり、これは2015年度時点である県の高等学校に在籍した全ケースの肢体不自由のある生徒、保護者、その学校関係者を調査対象としている。各ケースの背景およびそれに関わる立場ごとの捉え方、主張を比較・検討する質的分析を行った。いずれの方法も特別支援教育の領域において広く認知され利用されている手法であり、妥当な研究方法であるといえる。

(3) 研究資料やデータの収集と分析が適切になされているか。

本研究の調査協力者は、全国都道府県・政令指定都市教育委員会（54教育委員会）、全国高等学校（1536校）、肢体不自由のある本人・保護者（450世帯）であり、肢体不自由のある生徒に関する教育実態を初めて大規模調査している点で非常に貴重なデータであるといえる。データ収集にあたっては、回答者個人や回答した担当部署が特定されないこと、調査への回答は自由意思であり、いつ撤回してもいかなる不利益も生じないこと、回答したくない項目があれば無理に回答する必要のないことを説明し、また東京学芸大学研究倫理審査委員会の承認を得たうえで実施しており、各調査は適正に行われていたと考えられる。質問紙調査によって得られた回答は記述的統計を行い、インタビュー調査によって得られた回答は質的帰納的に分析を行っている。以上のように、研究資料やデータの収集と分析に関して倫理的配慮と必要な手続きののっとり適切に行われていると考えられる。

(4) 研究の考察と結論が妥当であり、学術的な水準に達しているか

本論文は、3部から構成されており、序論（第1章）は研究の背景と目的、本論（第2章～5章）は肢体不自由のある生徒を取り巻く教育環境や支援体制、教育的ニーズに関する調査研究、結論（第6章）は今後の肢体不自由のある生徒の高等学校生活や支援体制への具体的提言を含む総合的考察である。序論で述べられた理論的根拠をもとに、本論では肢体不自由のある生徒の高校生活に影響をもつ、行政、高等学校、当事者とその家族、学校教職員に対して質問紙調査やインタビュー調査を実施し、現状の教育支援体制の問題点やニーズ等を明らかにした。結論では、それらの結果を2012年に文部科学省が公表した「学校における合理的配慮・基礎的環境整備の観点」（合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告，2012）に基づき総合的に考察している。本研究では主に、高等学校における①施設・設備面の充実、②特別支援教育支援員の専門性の確保、③生徒同士のコミュニケーション機会の配慮、④医療的ケアの充実等を今後解決すべき課題として明らかにしており、これらは学術的な水準を備えた客観的なデータに基づき、考察され、結論付けられていると判断された。

(5) 取得学位にふさわしい意義や成果が認められるか

高等学校における特別支援教育が注目されてきたとはいえ、それは主に発達障害の生徒を対象にしたものが主流であり、肢体不自由のある生徒はいまだその在籍状況すら明らかにされていなかった。本研究では、高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒、また彼らの学校生活を支える保護者や学校関係者への調査を通して多面的、総合的にその教育実態や課題、教育的ニーズを初めて明らかにした。施設・設備面の充実といったハード面の課題とともに、障害のある生徒と健常な生徒のコミュニケーション機会が教員や支援員による適切な配慮の不足のために削がれているといったソフト面の課題の存在も示唆している。また高等学校においても医療的ケアを必要とする生徒が存在し今後さらなる充実が喫緊の課題であることが示された。これら本研究から得られた知見は、今後の高等学校におけるインクルーシブ教育の推進とともに、重度の障害のある児童生徒にも後期中等教育を受ける道を切り開く布石となり、さらには就労を含めたその後の人生の生活の質（QOL）の向上に資する非常に意義深いものであるといえる。

以上のことより、審査委員会では全員一致で、本論文が博士の学位（教育学）にふさわしいものであつと判断した。